



令和元年 5 月 吉日

各 位

広島大学歯学部長
加藤 功一

広島大学歯学部基金趣意書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

広島大学歯学部が昭和 40 年に創設されてから 50 年余りになります。その間総合的な歯学部教育基盤構築の時期、総合的な歯学教育・研究の拡充・発展の時期、更に本格的な国際化戦略始動・発展の時期を経て、現在「アジアに根差した歯科医学・口腔健康科学の教育研究国際拠点」として国際的にも大きな役割を担っております。

これまで、本学部は生命科学に立脚し次世代の歯科医療を推進できる歯科医師（バイオデンティスト）、患者の全身の健康を見据え、生涯を通じた口腔衛生管理ができる歯科衛生士（オーラルヘルスマネージャー）、さらに従来の歯科技工士の役割を拡大し、工学と生命科学に精通した口腔工学士（オーラルエンジニア）を数多く輩出し、社会に貢献してきました。

歯学部では平成 24 年より国際歯学コースを開設し、現在多くの海外からの留学生と本学学部生が机を並べて勉学に励んでおります。更に平成 26 年、広島大学は世界レベルの教育研究を行うトップ大学としてスーパーグローバル大学に選定されました。本学学生が将来、国内外の歯科医療、研究、行政の場で活躍するための教育体制の充実のためにも、更なる環境整備を推進したいと考えております。

本学部をあげて、今後も新たな時代に対応した歯学教育・研究及び口腔医療、口腔健康科学の発展に邁進していく所存でございます。広島大学歯学部教育への支援という本基金の趣旨にご賛同いただき、皆様の温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【基金の使途】

広島大学歯学部基金は、歯学部教育の充実と教育環境の整備を図ること、また、歯学部の教育・研究の国際化を更に発展させることを主な使途とします。

主な使途は以下のとおりです。

1. 奨学支援 奨学金
2. 国際交流支援 学生の海外派遣・研修・留学生受入支援等
3. 施設整備 実習実験機器の充実、教室・教材の開発等教育環境の充実支援等
4. 図書購入資金 学習資料の支援等

【寄附単位】

(1) 個人

一口 10,000 円

(2) 法人

一口 50,000 円

【寄附方法】

次のホームページからお手続きください。

広島大学歯学部基金ホームページ

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/dent/kikin>

広島大学基金ホームページ

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou>

【ご寄附いただいた方への顕彰】

広島大学ホームページ等にご寄附いただいた方のご芳名、法人名等（寄附者名、寄附金額、受入年月日）を掲載いたします。掲載をご希望されない場合は寄附申込書の寄附金情報の公開欄の不承諾を選択してください。

歯学部における教育・研究活動及び国際歯学コースの留学生の学生生活についてのレポート等が郵送されます。

寄附金に対する税制上の優遇措置は以下のとおりです。

広島大学歯学部基金へのご寄附は、所得税法上の「寄附金控除」の対象となる特定寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号）又は法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）として財務大臣から指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

また、この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの方は、個人住民税についても税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

○所得税の寄附金控除

寄附金額－2,000 円について所得控除を受けることができます。ただし、総所得の 40%が所得控除を受けられる上限額となります。

○個人住民税の寄附金税額控除

(寄附金額－2,000 円) ×控除率について個人住民税の税額控除を受けることができます。ただし、(総所得の 30%) ×控除率が税額控除を受けられる上限額となります。

【控除率】

都道府県から指定を受けた場合の控除率 4%

市区町村から指定を受けた場合の控除率 6%

都道府県・市区町村の両方から指定を受けた場合の控除率 10% (4%+6%)

(2) 法人の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。

※ 寄附金の入金を確認させていただいた後に、本学が発行する「寄附金領収書」をお送りします。寄附金控除を受けるための申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

※ 本学が寄附金の入金確認後にお送りする「寄附金領収書」を添えて税務署に確定申告（個人の方で確定申告しない場合はお住まいの市区町村に申告）していただければ、税制上の優遇措置を受けることができます。

広島大学歯学部教育の円滑な推進、本学部の今後の発展のため、格別のご高配を賜り、寄附金をお寄せいただくようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

○広島大学歯学部基金に関すること

〒734-8553 広島市南区霞一丁目2番3号

広島大学霞地区運営支援部総務グループ

TEL : 082-257-5604 FAX : 082-257-5278

E-mail: kasumi-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

○寄附金の手続きに関すること

〒739-8511 東広島市鏡山一丁目3番2号

広島大学基金事務局(財務・総務室 総務グループ内)

TEL : 082-424-6132 FAX : 082-424-6020

E-mail: kikin@office.hiroshima-u.ac.jp